

### III 生活環境安全

## 生活環境安全課

生活環境安全課は、薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養に係わる施設等の許可・届出、監視・指導、相談、普及啓発等の業務を行っている。これらの事業は、薬局、理・美容所、公衆浴場、飲食店、食品製造業、特定給食施設等の施設設備の衛生確保や医薬品、飲料水、食品による危害発生の防止、管理等であり、いずれも市民生活の安全と衛生に密接に係わる事業となっている。

根拠法令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧法律名：薬事法）、理容師法、美容師法、公衆浴場法、旅館業法、食品衛生法、健康増進法、食品表示法等がある。

令和4年度は、主な取組として、次の事業を行った。

薬事分野では、医薬品や医療機器による健康被害防止、適正使用の推進を図るため、薬局等への監視指導を実施した。2月に、薬事講習会を5都保健所共同による動画配信方式で開催し、医薬品医療機器等法の行政情報等の周知を図った。また、毒物及び劇物の危害防止を図るため、シアン・トルエン取扱業者、農業用品目販売業者及び営業者に対し、一斉監視指導を実施した。

さらに、覚醒剤等を中心とする乱用薬物が社会にまん延している中で、若年層への大麻の乱用拡大が大きな問題となっている。そこで、地域に根ざした啓発活動を推進するため東京都薬物乱用防止推進地区協議会等の活動に対し、連絡会議等への参加、研修の実施、情報等の提供、啓発資材の調達・配布、街頭啓発活動等の支援を行った。また、9月には保健所主催による薬物乱用防止関係機関連絡会を書面開催した。

環境衛生分野では、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、映画館、プール、大規模ビル等、多くの都民が利用する施設について監視指導を行い、設備の維持管理のほか水質や空気等を検査することにより、利用者の衛生確保を図っている。公衆浴場等営業施設に対しては、循環型浴槽等入浴設備におけるレジオネラ属菌の抑制を図るため、毎月、設備の維持管理状況報告書を徴収し、内容を審査し、維持管理について指導している。また、レジオネラ症に関し、感染リスクの高い高齢者が利用する社会福祉施設等については、浴槽等の衛生管理の徹底を図るため、施設が行う自主管理に対する技術的支援を行っている。

食品衛生分野では、飲食による危害の発生を未然に防止するため、食品取扱施設の監視指導や検査を実施している。特に食中毒が発生しやすい夏期及び食品等の流通が増加する歳末には、全国的な取組の一環として一斉監視を実施した。また、令和3年6月に原則全ての食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、窓口指導や講習会等の際に、都が作成した衛生管理ファイル等を活用し、HACCPの導入・定着を支援した。

保健栄養分野では、住民の食からの健康づくりを支援するため、食環境の整備を推進している。特定給食施設等に対する指導、加工食品等への栄養成分表示や誇大表示に関する監視指導、1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューのある飲食店（野菜メニュー店）の普及等を図った。また、大学生等の食生活上の課題を改善するため、市や関係団体等と連携し、令和4年度課題別地域保健医療推進プランにおいて、朝食の大切さと朝食を摂るための工夫に関する普及啓発動画及び動画の視聴に導くためのチラシ等を作成した。

# 1 薬事

薬局等の開設許可・監視指導を行っている。また、薬剤師の免許申請事務等を行っている。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新型コロナウイルス感染症拡大による保健所内応援体制強化の影響により、事業の中止及び縮小、開催方法の変更等で対応した。

## (1) 薬事衛生（薬局等薬事施設関係）

平成26年11月に改正薬事法が施行され、医薬品・医療機器等の安全対策の強化、医療機器規制の再構築及び再生医療製品等制度の創設とともに、法律名が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に変更された。また、同年4月には指定薬物の所持・使用規制の追加及び罰則規定が新たに追加されるとともに、同年12月には検査命令等の対象が拡大されるなど、危険ドラッグ乱用防止対策の強化も図られた。

また、平成29年1月に発生した偽造医薬品の流通事案を受けて、同年10月、偽造医薬品の流通防止対策に関しての医薬品医療機器等法の省令改正も行われた。

さらに、国民ニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことのできる環境を整備するため、令和元年12月に医薬品医療機器等法が改正された。薬局における継続的服薬指導等が令和2年9月1日より施行され、また、特定機能を有する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が令和3年8月1日より施行された。

当保健所においては、「医薬品医療機器等法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業の許可申請、諸届出を受け付け、事業所への立入調査を実施し、構造設備、管理状況、広告等について監視指導を行っている。〔表1-1〕

特に、薬局については、平成28年10月1日より届出が開始された、「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

さらに、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器について、その品質、有効性及び安全性の確保のため、これらを収去して承認規格試験等を実施している。令和4年度は、化粧品2品目について試験検査を実施した結果は「適」であり、不適合品は発見されなかった。〔表1-2〕

その他、管内薬局管理者に対し、関係法令の遵守を目的とし、法令、各種制度の改正情報、不適事例、薬局として必要な事項等を周知する等、薬事講習会を年1回実施している。〔表1-3〕

## (2) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者の登録及び各種届出等を受理するとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）については、リスク高いシアン化合物の保管管理について重点指導を行った。なお、例年、事業所からの工場排水を採水し、規制物質であるシアン含有の有無を検査していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症患者急増による所内事業の縮小に伴い中止した。〔表1-4〕

## (3) 家庭用品

平成3年度より、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品衛生監視業務が保健所に移管されたことにより、小売店から家庭用品を試買し、ホルマリン等の有害物質含有

の有無等について試験検査を行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から予定89品目については、繊維製品63品目に限定して買い上げ、東京都健康安全研究センターで試験検査を実施したところ、基準不適合品は発見されなかった。

#### (4) 薬物乱用防止

昭和63年より「薬物相談窓口」を設置し、都民からの薬物乱用に関する一般相談を受け付けるとともに、薬物乱用に関する知識の普及・啓発のため、啓発パンフレットの配布及び啓発資材の貸出し並びに学校等への講師派遣を行っている。

また、東京都薬物乱用対策推進計画を踏まえて、各市の薬剤師会や各地区の薬物乱用防止推進協議会が行う街頭活動及び講演会等への参加並びに啓発資材の提供を行い、協働しながら薬物乱用防止活動に努めている。令和4年度は、各市の薬物乱用防止関係機関との連絡会及び研修会を書面開催し、情報の共有化及び連携の強化を図っている。〔表1-5〕

特に、昨今社会問題化している大麻及び覚醒剤等の乱用防止に向け、ポスター・小冊子の配布及び情報発信を積極的に実施している。

さらに、「不正大麻・けし撲滅運動実施要領」に基づき、管内に自生している「けし」について抜去を行い、都薬用植物園に搬送・廃棄している。〔表1-6〕

〔表1-1〕 薬事関係施設数及び監視指導件数

業 種		施設数								許可届出件数				監視指導件数		
		3年度末	4年度末	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	新規	廃止	更新	諸届			
医薬品	薬 局	512	516	91	92	124	117	58	34	38	34	89	1879	381		
	販売業	店舗販売業	161	157	28	25	36	43	17	8	5	9	31	710	51	
		卸売販売業	33	32	2	3	13	9	3	2	2	3	9	14	15	
		薬種商販売業(※1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬局医薬品製造販売業	27	22	9	3	4	3	2	1	1	6	5	12	5		
	薬局医薬品製造業	27	22	9	3	4	3	2	1	1	6	5	7	5		
	麻薬小売業者	418	419	83	77	104	82	45	28	29	28	179	1097	286		
	向精神薬販売業者	545	548	93	95	137	126	61	36	40	37	...	1	396		
覚せい剤原料取扱薬局(※2)	512	516	91	92	124	117	58	34	38	34	...	91	381			
高度管理医療機器販売業・貸与業(※3)		496	507	112	89	134	96	45	31	40	29	116	267	227		
管理医療機器販売業		2,619	2,647	617	446	627	531	302	124	146	118	...	64	447		
管理医療機器貸与業(※3)		860	866	154	144	211	215	94	48	59	53	...	8	447		
化粧品販売業		706	705	121	120	173	169	78	44	...	...	...	...	447		
医薬部外品販売業		706	705	121	120	173	169	78	44	...	...	...	...	447		
毒物劇物	販売業	一般販売業	185	171	24	26	62	35	13	11	5	19	31	18	58	
		特定品目販売業	2	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	
		農薬用品目販売業	11	11	-	2	3	3	2	1	-	-	1	7	8	
	業務上取扱者	届出	電気めっき業	4	4	-	2	-	2	-	-	-	...	-	5	
			金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
		非届出	工場・研究所等	82	82	17	18	21	19	5	2	...	...	...	...	-
			ゴルフ場 学校	1 167	1 167	- 28	- 29	- 41	1 38	- 20	- 11	...	...	...	...	- -
総 数		8,074	8,099	1,601	1,386	1,991	1,778	883	460	404	377	466	4,176	3,607		

(※1) 薬事法施行規則附則第4項該当者(旧薬種商)

(※2) 覚醒剤取締法第30条の7に規定する者の数

(※3) 平成26年11月26日施行の「医薬品医療機器等法」の改正により、業態名が「賃貸業」から「貸与業」に変更

〔表1-2〕 収去品試験結果

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(※)	令和4年度(※)
品 目	医療用医薬品	1	医療用医薬品	1
	医薬部外品	1	医薬部外品	1
	化粧品	2	化粧品	2
	医療機器	1	医療機器	1
	計 4 品目	計 5 品目	計 1 品目	計 2 品目
結 果	全て適	全て適	全て適	全て適

(※) 令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する所内応援体制確保の影響により、収去数を縮小して対応した。

〔表1-3〕 薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設
令和5年2月13日～ 令和5年3月13日 (動画配信)	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 ～現状と事例紹介～」 外部講師	2000 施設 (多摩地区全域)

〔表1-4〕 シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査状況

区 分	施設数	採水件数	検査結果	
			1ppm以下	1ppm超
令和元年度	6	4	4	-
令和2年度	5	4	3	1
令和3年度	5	4	4	-
電気めっき業	5	4	4	-
熱処理業	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-
電気めっき業	-	-	-	-
熱処理業	-	-	-	-

〔表1-5〕 薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び研修会

実 施 日	実 施 内 容	対 象 者
令和4年9月21日 (書面開催)	1 連絡会 各地区の活動状況及び活動計画の報告 外 2 研修会 最近の薬物事犯の情勢について 外	管内6市薬物乱用防止推進地区協議会指導員 管内6市薬物乱用防止推進地区協議会事務局 担当者

〔表1-6〕 けし抜去本数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本 数	9 本	9 本	37 本

(※) 平成23年度より実施

## 2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認を行うとともに、施設の衛生を確保するために立入検査や科学検査等を実施して、公衆衛生の向上を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するため、気密化する住宅での適切な換気、集合住宅の給水設備等の管理に関する助言・指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等に取り組んでいる。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、一部事業の縮小等を行った。

### (1) 環境衛生関係施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)

業 種	施 設 数								許 可 等		監 視 指 導 件 数
	令和 3年度末	令和4年度末							許 可 件 数	廃 止 件 数	
	総 数	総 数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総 数	10,484	10,394	3,327	1,628	2,145	2,022	734	538	195	285	1,667
理 容 所	470	460	96	73	114	94	46	37	18	28	161
美 容 所	1,450	1,486	528	167	270	312	129	80	123	87	582
ク リ ー ニ ン グ 所	467	442	73	64	109	118	46	32	6	31	158
一 般	164	150	23	26	37	35	15	14	1	14	76
取 次 所	299	288	50	37	71	81	31	18	5	17	82
無 店 舗 取 次 店	4	4	-	1	1	2	-	-	-	-	-
公 衆 浴 場	79	79	15	17	19	18	5	5	3	3	154
普 通	21	20	2	4	5	5	1	3	1	2	36
そ の 他	58	59	13	13	14	13	4	2	2	1	118
旅 館 業	55	56	13	4	27	6	3	3	5	4	110
旅 館 ・ ホ テ ル	52	53	12	3	27	6	2	3	5	4	104
簡 易 宿 所	3	3	1	1	-	-	1	-	-	-	6
下 宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興 行 場	66	66	16	4	18	24	2	2	-	-	78
映 画 館	29	29	9	-	9	11	-	-	-	-	37
多 目 的 使 用 施 設	27	27	6	4	6	7	2	2	-	-	29
そ の 他	10	10	1	-	3	6	-	-	-	-	12
仮 設 興 行 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブ ー ル	227	226	35	36	59	48	29	19	4	5	283
許 可	67	65	11	11	15	13	8	7	2	4	123
届 出	160	161	24	25	44	35	21	12	2	1	160
水 道 施 設	7,320	7,225	2,458	1,222	1,418	1,328	447	352	29	124	122
上 水 道	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易 水 道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	42	43	7	4	12	15	3	2	1	-	54
簡 易 専 用 水 道	1,480	1,461	295	252	368	348	138	60	10	29	2
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	835	810	245	155	169	155	56	30	7	32	52
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	4,962	4,910	1,910	811	869	810	250	260	11	63	14
温 泉 利 用 施 設	10	11	-	1	1	9	-	-	2	1	7
特 定 建 築 物	340	343	93	40	110	65	27	8	5	2	12

〔表2-2〕 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数(要綱に基づく施設)

業 種	施 設 数								届出 件数	廃止 件数	調査指導 件 数
	令和 3年度末	令和4年度末									
		総数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総 数	272	274	39	30	43	73	38	51	3	1	82
コインランドリー	143	146	22	23	29	37	21	14	3	-	55
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用井戸等	129	128	17	7	14	36	17	37	-	1	27

## (2) 環境衛生関係施設の理科学検査

各施設には、法令により室内空気環境や水質等の維持管理基準が規定されている。これらの施設に定期的に立入検査を行い、不適施設に対して改善措置、原因究明等を指導している。

### ① 理容所・美容所の空気検査

施設内の空気を清浄に維持するために換気を指導している。換気不足になりやすい冷暖房を行う夏期及び冬期に、室内の炭酸ガスと一酸化炭素の測定を実施した。

〔表2-3〕 理容所・美容所の空気検査結果

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	項目別不適合数			
					冷房期		暖房期	
					炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	28	28	-	28	-	-	-	-
美容所	56	56	-	56	-	-	-	-
基準 (指導基準)					0.5%以下	(10ppm 以下)	0.5%以下	(10ppm 以下)

### ② クリーニング所の空気検査

ドライクリーニングの溶剤として使用されるテトラクロロエチレンは、健康障害を防止するための管理濃度が定められており、使用施設内の空気測定を実施した。

〔表2-4〕 クリーニング所の空気検査結果

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査施設中		管理濃度
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	13	12	1	13	12	1	25ppm 以下

### ③ 貸しおしぼり検査

「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」に基づき、貸しおしぼりを供給するクリーニング所の検査を実施した。

〔表2-5〕 貸しおしぼり検査結果

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色 ブドウ球菌	一般細菌数
				1	1	-	2	2	-	-
指導基準				ないこと		検出されないこと			10万個/枚以下	

#### ④ 公衆浴場の検査

公衆浴場について、浴槽水の水質検査等を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により休業中の施設については実施していない。

〔表2-6〕公衆浴場の水質検査結果

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)					不適合数
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ属菌	遊離残留塩素	
普通	18	13	5	113	106	7	-	4	4	1	-	9
その他	37	32	5	136	126	10	-	-	2	7	3	1
					基準		5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	検出されないこと(10CFU/100mℓ未満であること)	0.4mg/ℓ以上	20ルクス以上

#### ⑤ 興行場の空気検査

映画館、多目的ホール等の興行場について、夏期と冬期の年2回、場内の空気検査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により休業中の施設については実施していない。

〔表2-7〕興行場の空気検査結果

実施時期	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)		
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量
夏期	13	13	-	48	48	-	-	-	2
冬期	52	52	-	125	125	-	-	-	-
					基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下

#### ⑥ プールの水質検査

許可プール(営業施設)及び届出プール(学校)の水質検査等を、規模を縮小して行った。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により休業中の施設については実施していない。

〔表2-8〕プールの水質検査結果

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延数)								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	遊離残留塩素	大腸菌群	照度	炭酸ガス	レジオネラ属菌	一般細菌数
許可	52	37	15	172	153	19	-	-	2	9	2	4	-	4	2
届出	6	6	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基準		5.8~8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以上	検出されないこと	100ルクス以上	0.15%以下	検出されないこと(10CFU/100mℓ未満であること)	200個/mℓ以下



### (3) 行政検査による水質検査

管内の飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、大腸菌・有機化学物質などの水質基準項目を中心に水質の実態を把握する目的で実施した。

〔表2-9〕 行政検査による水質検査結果

区 分		検 査 施 設 数	適 合	不 適 合	項目別不適合数(延数) 嫌気性芽胞菌
総 数		16	14	2	-
飲料水	水道水(※)	5	4	1	-
	井戸水等	11	10	1	-
基準(飲料水)					検出されないこと

(※) 水道水は、自己水源を有する専用水道の原水及び浄水。

### (4) 環境保健対策

健康づくりの施策の一環として、健康的な住まい方や維持管理について助言を行った。

〔表2-10〕 環境保健相談・調査件数

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫 (害虫等の同定数)	悪臭・騒音	その他の生活環境・ 室内環境保健 (同定数)	その他 (※)
相談件数	2	3	-	70(-)	4	16(-)	11
調査件数	-	-	-	-	-	-	-

(※) その他は、消毒方法、水質検査等に関する相談であった。

### (5) 相談・苦情

都民から寄せられた環境衛生に関する相談・苦情には、必要に応じ現場調査するなど、速やかな対応と回答に努めた。

〔表2-11〕 営業関係・飲料水等の相談等処理件数

総数	営業関係			飲用水				特定建築物
	営業六法 (※)	その他	小計	法 適 用 設 施	小 規 模 給 水 施 設	井戸等	小計	
1,510	885	161	1,046	148	168	18	334	130

(※) 営業六法：「公衆浴場法」「旅館業法」「興行場法」「理容師法」「美容師法」「クリーニング業法」

### (6) 講習会

毎年、環境衛生関係営業施設、プール、特定建築物等の管理者等を対象に、衛生管理の向上や事故の未然防止を目的とした講習会を開催している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信及び資料のホームページへの掲載等に対応した。

〔表2-12〕 講習会開催状況

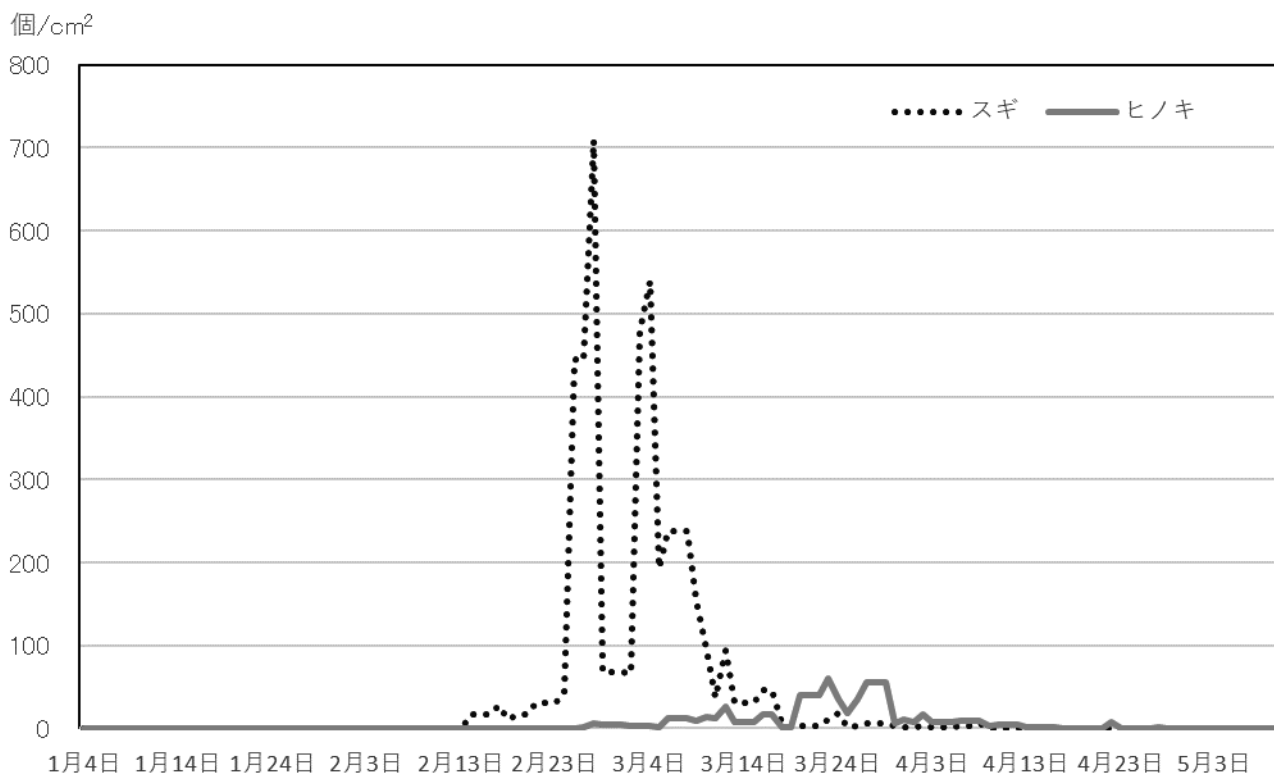
対 象	回 数	人 数	対 象	回 数	人 数
プ ール 管 理 者 等	ホームページ掲載、 動画配信	-	社会福祉施設管理者等	ホームページ掲載、 動画配信	-
特定建築物管理者等	中止	-	公衆浴場営業者等	-	-
環境衛生施設営業者等	2	18	旅館業営業者等	-	-

## (7) 花粉飛散数調査

アレルギー症状を引き起こすとされるスギ、ヒノキの花粉飛散数調査として、保健所屋上に設置したダーラム式花粉捕集器で採取した花粉を計測し、ホームページで情報提供している。令和5年の当所における飛散開始日は、2月17日であった。観測を開始した1月4日から5月14日までのスギ、ヒノキの飛散数の合計は5,461.8個/cm<sup>2</sup>であり、昨年(2,516.9個/cm<sup>2</sup>)より約2.17倍多い飛散数であった。また、スギの飛散ピークは3月2日(709.0個/cm<sup>2</sup>)、ヒノキは3月27日(60.5個/cm<sup>2</sup>)であった。

なお、当該データは速報値であり、東京都花粉症対策検討委員会の検討結果により変更されることがある。

〔図2-1〕 令和5年スギ、ヒノキ花粉飛散数(令和5年1月4日～令和5年5月14日)



### 3 食品衛生

食品による健康被害等を未然に防止し、都民の食生活の安全・安心を確保するため、保健所では、食品関係業者等に対して許可業務、施設の衛生指導、製品の抜き取り検査や表示の検査等を行っているほか、食中毒等の健康危害が発生した際は、関係施設や食品等を調査し、速やかに原因を究明して被害の拡大と再発の防止に努めている。

令和4年度は、管内の地域特性や食中毒の発生状況等を踏まえ策定した監視指導計画に基づき、集団給食施設等の食中毒のリスクが高い業態に対する重点監視、食中毒が発生しやすい夏期及び食品等の物流量が増加する歳末に一斉監視を行う等、効果的な監視指導に努めた。また、都民への普及啓発として、情報誌「食べもの暦」や「食品衛生ミニ情報」を発行するとともに、当所ホームページでの情報発信などにより、食品衛生に関する情報を提供している。

令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、許可制度の見直しや新たに営業届出制度が導入されたほか、原則全ての食品関係事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。このため、業種別手引書や都が作成した衛生管理ファイルを窓口指導や講習会等の際に活用し、衛生管理計画を作成させるとともに、調理・製造記録表を作成させるなど、HACCPの導入・定着に向けた支援を実施している。

このほか、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒予防対策として、ホテル、仕出し等の大量調理施設のほか、高齢者・子供等が利用する社会福祉施設等に対して重点的に監視指導を行い、食中毒の未然防止を図ったほか、食品表示法に基づく表示事項について、食品関係業者に対して監視指導を行い、管内の製造・流通食品の表示の適正化を図った。

さらに、調査研究事業として「時代の変化に対応する、今求められる食品衛生監視指導についてーコロナ禍での新業態(冷凍自動販売機)の調査事例」を実施した。この事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で、非対面で24時間食品を販売できる形態が注目され、業態の拡大が進んでいることから、管内に設置されている冷凍自動販売機を対象に、衛生管理や許可・届出の状況及び食品表示の検査を実施した。調査を通じて、自販機における適切な許可の取得や届出、適正な表示及び衛生管理レベルの向上につなげることができた。

#### (1) 営業施設数、許可件数、監視指導件数

管内の食品関係営業施設数、許可・届出等の件数、監視指導件数を次頁以降の表に示した。

〔表3-1〕 〔表3-2〕 〔表3-3〕

〔表3-1〕改正後食品衛生法第55条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区分	3年度末 営業所数	許 可 件 数															
		新 規								更 新							
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計
飲 食 店 営 業	一般飲食店	1,315	430	158	327	280	140	66	・	1,401	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食	76	15	17	16	14	16	5	・	83	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	58	・	-	-	-	-	-	・	66	・	・	・	・	・	・	-
	簡易	6	1	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	移動	1	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	・	-
	臨時	15	・	・	・	・	・	・	・	17	・	・	・	・	・	・	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,471	446	175	343	295	156	71	83	1,569	-	-	-	-	-	-	-	
調理機能を有する自動販売機	2	6	3	9	5	2	1	・	26	-	-	-	-	-	-	・	
食肉販売業	27	6	6	8	10	5	1	・	36	-	-	-	-	-	-	・	
魚介類販売業	33	4	2	10	10	4	1	・	31	-	-	-	-	-	-	・	
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	
乳処理業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	・	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	
食肉 処理業	一般	2	1	-	2	1	-	-	・	4	-	-	-	-	-	・	
	自動車	-	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	-	
	小計	2	1	-	2	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	
菓子製造業	125	45	13	30	29	22	8	・	147	-	-	-	-	-	-	・	
アイスクリーム類製造業	1	-	-	2	1	-	-	・	3	-	-	-	-	-	-	・	
乳製品製造業	1	-	-	1	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	・	
清涼飲料水製造業	1	-	-	1	1	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	・	
食肉製品製造業	2	1	-	1	1	1	-	・	4	-	-	-	-	-	-	・	
水産製品製造業	4	-	-	3	1	-	-	・	4	-	-	-	-	-	-	・	
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
食用油脂製造業	-	-	1	-	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	・	
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	2	-	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	・	
酒類製造業	-	-	-	-	2	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	・	
豆腐製造業	6	-	-	2	2	-	-	・	4	-	-	-	-	-	-	・	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
麺類製造業	5	-	1	1	1	1	-	・	4	-	-	-	-	-	-	・	
そうざい製造業	34	10	2	10	9	4	3	・	38	-	-	-	-	-	-	・	
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
冷凍食品製造業	2	-	-	2	1	-	-	・	3	-	-	-	-	-	-	・	
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
漬物製造業	4	2	-	4	2	-	-	・	8	-	-	-	-	-	-	・	
密封包装食品製造業	2	2	1	3	2	1	1	・	10	-	-	-	-	-	-	・	
食品の小分け業	1	-	1	-	2	-	-	・	3	-	-	-	-	-	-	・	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	
総数	1,724	523	205	435	375	196	86	83	1,903	-	-	-	-	-	-	-	
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	11	3	1	5	2	1	1	-	13	・	・	・	・	・	・	・	
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)	3	-	1	-	1	-	-	-	2	・	・	・	・	・	・	・	

(※) 都内一円:営業範囲を都内に限定したもの  
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

区 分		廃業数							4年度末営業所数								監視 件数	
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円		計
飲 食 店 営 業	一般飲食店	50	19	12	18	14	2	115	762	306	606	564	230	133	1	2,601	2,742	
	集団給食	2	2	3	2	-	-	9	33	24	32	27	27	7	1	150	192	
	自動車	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	123	123	132	
	簡易	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	2	1	-	8	4	
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
	臨時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	32	18	
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	52	21	15	20	14	2	1	125	796	330	641	592	259	141	156	2,915	3,088
調理機能を有する自動販売機		-	-	-	-	-	-	-	6	3	10	6	2	1	-	28	47	
食肉販売業		1	1	-	-	1	-	3	11	9	15	14	9	2	-	60	94	
魚介類販売業		-	-	-	-	-	-	-	12	4	16	22	6	4	-	64	89	
魚介類競り売り営業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉 処理業	一般	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	-	-	-	6	18	
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	-	-	-	6	18	
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子製造業		3	-	-	-	1	-	4	75	25	53	52	43	20	-	268	369	
アイスクリーム類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	4	12	
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	2	
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3	5	
食肉製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	-	-	6	13	
水産製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	3	1	-	-	8	13	
氷雪製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	
みそ又はしょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	3	
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	5	
豆腐製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	3	1	1	-	10	20	
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
麺類製造業		-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	3	1	-	-	9	11	
そうざい製造業		1	-	-	1	-	-	2	18	8	19	12	9	4	-	70	117	
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	5	6	
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業		-	-	-	-	-	-	-	3	-	4	3	-	2	-	12	18	
密封包装食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	2	1	5	2	1	1	-	12	24	
食品の小分け業		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	4	4	
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総数		57	22	15	21	16	2	1	134	927	386	786	727	335	176	156	3,493	3,962
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	-	-	1	1	-	-	-	2	6	2	7	4	1	2	-	22	51
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	-	-	-	5	7

〔表3-2〕改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区 分		3年度末 営業所数	届 出 件 数						小計
			武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	
旧許可 業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	259	1	1	-	-	-	-	2
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	298	1	-	1	2	2	-	6
	乳類販売業	911	5	8	2	3	2	1	21
	氷雪販売業	6	-	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	267	20	25	45	16	9	3	118
	小計	1,741	27	34	48	21	13	4	147
販売業	弁当販売業	72	8	10	5	13	7	1	44
	野菜果物販売業	108	13	8	11	7	6	1	46
	米穀類販売業	30	-	-	-	1	1	-	2
	通信販売・訪問販売による販売業	5	-	1	1	1	-	-	3
	コンビニエンスストア	393	6	9	16	20	9	4	64
	百貨店、総合スーパー	169	9	4	5	10	3	2	33
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)	227	18	7	19	19	6	1	70
	その他の食料・飲料販売業	858	112	46	74	66	25	14	337
小計	1,862	166	85	131	137	57	23	599	
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)	1	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)	54	6	7	7	11	5	2	38
	農産保存食料品製造・加工業	8	3	1	-	-	-	-	4
	調味料製造・加工業	35	3	-	2	2	1	3	11
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉業	12	-	-	-	-	-	-	-
	製茶業	3	1	1	1	-	1	-	4
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-
	卵選別包装業	1	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	40	7	4	5	5	5	-	26
小計	157	20	13	15	18	12	5	83	
上記以外 のもの	行商	15	1	-	-	1	1	-	3
	集団給食施設	418	7	8	4	30	6	3	58
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)	1	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	1	-	-	-	-	-	1
	その他	9	-	-	-	-	-	-	-
小計	445	9	8	4	31	7	3	62	
公衆衛生に与える影響が少ない営業	-	-	-	2	1	-	1	4	
総 数	4,205	222	140	200	208	89	36	895	

(※) 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

廃業数							4年度末営業所数							監視 件数
武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	計	
13	9	18	14	7	1	62	31	27	49	50	21	21	199	21
16	10	16	17	9	1	69	37	36	54	61	25	22	235	28
24	16	35	27	18	2	122	160	137	233	160	68	52	810	81
-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	3	-	-	5	-
5	-	6	3	-	-	14	93	70	117	50	33	8	371	2
58	35	75	61	35	4	268	321	270	455	324	147	103	1,620	132
4	2	-	1	3	-	10	26	20	14	34	10	2	106	13
3	-	-	1	-	-	4	33	28	32	28	18	11	150	18
-	-	-	-	-	-	-	10	1	7	4	8	2	32	3
-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	1	-	-	8	-
6	5	8	9	8	3	39	73	66	118	95	42	24	418	26
5	3	-	3	2	-	13	39	33	45	44	19	9	189	112
6	-	3	1	2	-	12	69	42	83	62	25	4	285	8
33	8	8	10	6	1	66	391	144	224	223	100	47	1,129	217
57	18	19	25	21	4	144	642	337	526	491	222	99	2,317	397
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	3	-
2	-	-	1	-	-	3	19	15	19	22	6	8	89	1
-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	2	-	4	12	9
2	-	-	-	-	-	2	10	2	8	15	5	4	44	16
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	1	3	4	-	2	12	-
-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	1	-	7	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
2	-	1	-	1	-	4	20	11	10	10	10	1	62	17
6	-	1	1	1	-	9	57	33	46	54	22	19	231	43
-	-	-	-	-	-	-	5	1	5	1	2	4	18	2
1	1	1	-	4	-	7	73	81	110	115	65	25	469	809
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	3	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	5	-	1	1	9	-
1	1	1	-	4	-	7	81	83	121	116	68	31	500	811
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	4	-
122	54	96	87	61	8	428	1,101	723	1,150	986	459	253	4,672	1,383

[表3-3]改正前食品衛生法第52条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区分	3年度末 営業所数	廃業数							4年度末営業所数								監視 件数		
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円		計	
飲 食 店	旅館・ホテル	19	5	-	4	-	-	-	9	2	-	6	1	-	1	-	10	5	
	バー・キャバレー	201	17	2	9	3	-	-	31	94	12	37	19	5	3	-	170	20	
	一般飲食店	5,078	330	125	232	207	123	53	1,070	1,222	468	898	814	390	214	-	4,006	1,031	
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	すし屋	170	9	8	5	7	3	3	35	34	21	32	30	9	9	-	135	85	
	そば屋	189	7	8	4	11	5	3	38	25	25	39	44	8	10	-	151	67	
	仕出し屋	86	4	3	6	4	-	4	21	6	14	12	19	9	5	-	65	36	
	弁当屋	323	15	5	9	10	10	4	53	62	39	54	74	25	16	-	270	116	
	そう菜店	289	12	11	17	10	4	3	57	61	30	53	44	24	20	-	232	97	
	コンビニエンスストア等	5	-	-	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	4	-	
営 業	移動	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	
	臨時	86	-	-	-	-	-	25	25	-	-	-	-	-	-	61	61	-	
	許可ある集団給食	535	16	13	12	16	10	3	70	75	101	98	99	60	32	-	465	194	
	自動車	194	-	-	-	-	-	37	37	-	-	-	-	-	-	157	157	-	
	自動販売機	11	1	-	-	-	-	-	1	3	-	3	2	1	-	-	9	-	
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	7,191	416	175	298	269	155	73	62	1,448	1,584	712	1,234	1,146	531	310	223	5,740	1,651
	喫茶店 営業	店舗	145	13	1	7	5	4	-	30	37	12	28	20	13	5	-	115	24
		自動販売機	472	22	10	37	12	7	3	91	72	39	127	59	28	10	-	335	11
自動車		12	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	7	7	-	
小計		629	35	11	44	17	11	3	5	126	109	51	155	79	41	15	7	457	35
菓 子 製 造 業	パン製造業	254	12	7	9	13	9	3	53	46	29	45	43	24	14	-	201	47	
	生菓子製造業	237	9	8	9	11	7	2	46	49	28	41	33	26	14	-	191	81	
	その他の菓子製造業	694	29	26	15	23	18	7	118	136	89	123	125	72	30	-	575	100	
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	臨時	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	28	-	
	自動車	37	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	31	31	-	
小計	1,250	50	41	33	47	34	12	6	223	231	146	209	201	122	58	59	1,026	228	
あん類製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	3	5	
アイスクリーム類製造業	147	13	4	6	5	-	-	-	28	37	8	34	26	11	3	-	119	36	
乳処理業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	10	1	-	-	-	-	-	1	2	-	3	4	-	-	-	9	3		
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳 類 販 売 業	専業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ショーケース売り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移動販売車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食肉処理業	19	1	-	-	2	-	-	-	3	5	4	4	1	1	-	-	15	9	
食 肉 販 売 業	一般	202	6	6	1	5	4	2	24	35	24	38	39	18	15	-	169	90	
	包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移動販売車	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	2	-	
小計	205	6	6	1	5	4	2	1	25	35	24	38	39	18	15	2	171	90	
食肉製品製造業	9	1	1	-	-	1	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	6	8	
魚 介 類 販 売 業	一般	177	4	2	12	9	3	1	31	29	29	41	26	16	6	-	147	110	
	包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	移動販売車	9	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	8	8	-	
	小計	186	4	2	12	9	3	1	1	32	29	29	41	26	16	6	8	155	110
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	2	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業	冷凍業	25	1	-	-	-	-	-	1	3	7	9	3	2	-	-	24	10	
	冷蔵業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	
	小計	28	1	-	-	-	-	-	1	3	7	12	3	2	-	-	27	10	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	4	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	-	1	-	3	3	
乳酸菌飲料製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
氷 雪 製 造 業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	二(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食 用 油 脂 製 造 業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	植物性油脂	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3	-	
小計	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3	-		
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	9	1	2	-	-	-	-	-	3	1	1	3	-	-	1	-	6	-	
酒類製造業	9	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	2	1	-	3	-	8	11	
豆腐製造業	19	-	-	3	1	1	-	-	5	2	4	5	2	1	-	-	14	18	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
めん類製造業	34	3	-	1	1	-	-	-	5	2	5	6	17	2	-	-	32	4	
そうざい製造業	99	-	-	2	5	2	-	-	9	22	14	23	15	11	2	-	87	34	
かん詰又はびん詰食品製造業	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	2	-	
添加物製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	3	-	
総数	9,867	533	242	401	363	212	91	75	1,917	2,065	1,013	1,780	1,563	757	414	299	7,891	2,255	
東京都 ふぐの取 扱い規 制条例	ふぐ取扱所	61	7	2	1	-	-	-	10	15	6	8	11	5	2	-	47	137	
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	3	2	

(※) 都内一円:営業範囲を都内に限定したもの  
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行



## (2) 食品別収去検査(健康安全研究センター送付分)

違反食品の排除と食品の衛生向上を図るため各種の検査を実施した。

〔表3-4〕食品別収去検査成績(健康安全研究センター送付分)

区 分		総 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
			良	不 良	良	不 良
調理食品	弁当類	8	8	-	-	-
	複合調理そうざい類	42	32	-	10	-
魚介類等	魚介類	10	10	-	-	-
	魚介類加工品	7	3	-	4	-
肉・卵類及びその加工品		18	9	-	9	-
乳・乳製品等		1	1	-	-	-
農産物等	野菜類・果物及びその加工品	22	13	-	9	-
	穀類及びその加工品	4	2	-	2	-
菓子類		31	23	-	8	-
飲料等		8	4	-	4	-
その他の食品		3	-	-	3	-
総 数		154	105	-	49	-

## (3) 現場簡易検査(保健所実施分)

調理器具、手指及び冷蔵庫の棚等の検査を行った。検査結果が不良なものについては、各施設の衛生状態に応じた改善指導を行った。

〔表3-5〕食品・器具・手指の検査(保健所実施分)

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	良	不 良
総 数	4,824	4,578	246	-	-
手 指	3,008	2,818	190	-	-
調 理 器 具	1,141	1,092	49	-	-
食 品	2	2	0	-	-
そ の 他	673	666	7	-	-

## (4) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の食品の取扱い等について、一斉監視を実施し、事故防止に努めた。

〔表3-6〕縁日・祭礼等の一斉監視

区 分	回 数	件 数
総 数	5	442
縁日・祭礼	2	333
学 園 祭	-	-
興 行 場	1	78
そ の 他	2	31

## (5) 化製場等・食鳥処理場施設の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」等に基づいた業務を行っている。

### ① 化製場等の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」に基づき許可、監視指導等を行った。

〔表3-7〕 化製場等の施設数及び監視指導状況

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料運搬業	動物質原料運搬容器数
3	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	4 (30)	1	3	(30)
	施設に関する苦情処理件数	6 (6)	-	6	(6)
4	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	4 (12)	1	3	(12)
	施設に関する苦情処理件数	- (-)	-	-	(-)

(※) 管内該当施設は府中市のみ

( )内は動物質原料運搬容器に関する数

### ② 食鳥処理場施設の監視指導

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、衛生的な食鳥肉の取扱いについて監視指導を行っている。

〔表3-8〕 食鳥処理場施設数・監視数

区分	3年度 総数	4年度						
		総数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市
施設数	7	7	1	-	5	-	-	1
監視数	22	39	8	-	23	-	-	8

## (6) 食中毒発生状況

東京都においては、毎年120件前後の食中毒が確認されており、約1,500名の患者が発生している(過去5年平均)。食中毒発生時には、その原因食品、原因物質の調査を速やかに行い、事故の拡大や再発の防止を図っている。管内の食中毒発生状況は以下のとおりである。

〔表3-9〕 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総数		4年度食中毒発生の内訳				
3年度	4年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
2件	1件	1月30日	飲食店	当該飲食店が調理、提供した食品	ノロウイルスGⅡ	101/128

〔表3-10〕 食中毒関連調査(当保健所管外を原因施設とするもの)

事件数	調査対象数				
	患者関係				施設関係
	総数	発症状況			
		発症	非発症	不明	
49	79	39	40	-	15

〔表3-11〕食中毒関連調査(検査件数)

検 体 数		
総 数	病因菌検出状況	
	検出	不検出
57	19	38

### (7) 苦情処理

消費者等から届出のあった苦情の処理状況は次のとおりである。受理した苦情については、速やかに原因を調査し、その結果に基づき改善や再発防止等の衛生指導を行っている。

〔表3-12〕苦情処理件数

区分	総数	苦 情 内 容												検査実施数
		異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変色	変質	食品・器具の取扱い	従事者	表示	有症	施設・設備	その他	
管内	279	34	5	2	8	1	2	36	10	35	95	22	29	21
管外	22	2	-	-	1	-	-	4	3	2	9	1	-	1

(※) 食品関係業務報告書に記載した件数

### (8) 衛生講習会・食品衛生相談

事業者や消費者に対して正しい知識と理解を得てもらうため、衛生講習会を実施している。また、窓口や電話等でも食品衛生全般について相談を受け付けている。

〔表3-13〕相談件数

総 数	処 理 の 内 容	
	電話処理	窓口処理
21,518	12,141	9,377

(※) 〔表3-12〕に記載したものを除く

〔表3-14〕講習会開催状況

区 分	総 数	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者指導等)
回 数	60	16	38	6
受講者数	2,462	892	926	644

(※) 食品衛生実務講習会(A):保健所等がテーマを企画した特別講習会(2時間以上)

食品衛生実務講習会(B):許可更新時、業態別等に保健所等で実施する講習会(1時間以上)

その他:書面配布やWeb配信による講習会、消費者指導等

### (9) 調理師・製菓衛生師免許申請

〔表3-15〕調理師・製菓衛生師免許申請数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	269	17
免 許 申 請	200	15
免許証書換え交付申請	29	2
免許証再交付申請	40	-
域 外	-	-

## (10) 広報普及

食の安全・安心に係わる話題について取り上げ、正確な情報を提供するため、情報誌「食べもの暦」を年3回、計5,802部発行した。

また、武蔵野・三鷹両市を担当する武蔵野三鷹地域センターでは、情報誌「食品衛生ミニ情報」を年2回、計400部発行した。

## (11) 各種会議

食品衛生推進員からの地域の食品衛生向上及び自主管理に関する提言、意見具申を食品衛生業務に反映させるため、食品衛生推進会議を2回開催した。

[表3-16]食品衛生推進会議実施状況

会議名	開催日	委員数	出席者数	開催場所	議事内容
上半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	7月11日	21	19	多摩府中 保健所 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品衛生推進員の事業計画について</li><li>・食中毒発生状況について</li><li>・最近の食品衛生の話題等</li><li>・その他</li></ul>
下半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	3月9日	20	15	多摩府中 保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度東京都食品衛生監視指導計画の概要(案)について</li><li>・令和5年度食品衛生推進員の事業計画について</li><li>・食中毒発生状況について</li><li>・最近の食品衛生の話題等、その他</li></ul>

(※) 食品衛生推進員は、食品等事業者の自主管理の推進及び東京都が行う食品の安全確保事業の推進に協力する者で、食品衛生法第67条に基づき知事が委嘱する。

## 4 保健栄養

保健所の保健栄養業務は、地域住民が健やかにいきいきと暮らすために、住民を取り巻く食環境を整備して地域の栄養・食生活の改善を図ることを目指している。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、引き続き事業の縮小又は中止、開催方法の変更等の対応を行った。

### (1) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、厚生労働省の指定地区を対象に、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に実施している。

令和4年は、3地区が指定を受け、栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣調査を実施した。協力のあった世帯には、個別の調査結果について、医師及び栄養士によるコメントを加えて返却した。

〔表4-1〕国民健康・栄養調査

項目	対象	栄養摂取状況調査・生活習慣調査日	身体状況調査日	実施人員
国民健康・栄養調査	3地区	11月7日 11月8日 11月9日	11月8日 11月9日 11月10日	17世帯40人

### (2) 地域連携

関係機関・団体と連携して地域における健康づくりを推進するために、業務連絡会を開催し、食に関するネットワークの形成に努めた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、WEB開催とした。

〔表4-2〕関係機関との連絡調整会議等の実施状況

項目	実施回数	延人員	内容等
6市行政栄養士業務連絡会	2	12	保健栄養事業計画、情報交換、その他

### (3) 人材育成

#### ① 健康づくり調理師研修事業

外食・中食を利用する都民の割合は高く、飲食店等において調理業務に従事する調理師等が都民の食生活に果たす役割は大きい。このため、飲食店、給食施設等の調理師及び調理従事者を対象に、都民の健康づくりを推進する上で必要な情報の提供や、技術の向上を目的とした研修を開催している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、WEB開催とした。

〔表4-3〕健康づくり調理師研修会実施状況

実施日	開催方法	内 容	参加人数
第1回	8月22日	WEB 講話:「野菜の魅力を再発見!～野菜をしっかり美味しく食べよう～」 講師:野菜ソムリエプロ 香月 りさ 氏	30人
	8月31日	WEB 講話:「食品衛生の基本」 「健康と食生活」 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 多摩府中保健所 栄養指導員	27人
第2回	8月31日	WEB 講話:「食品衛生の基本」 「健康と食生活」 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 多摩府中保健所 栄養指導員	47人
	9月7日	WEB 講話:「野菜の魅力を再発見!～野菜をしっかり美味しく食べよう～」 講師:野菜ソムリエプロ 香月 りさ 氏	46人

## ② 地域活動栄養士の育成・支援

地域において都民の食生活支援活動等を行っている自主組織である地域活動栄養士会に対し、会員の資質向上・人材育成のため情報提供等により支援を行った。

なお、例年、総会・講演会が開催されているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から中止又は開催方法が変更された。

〔表4-4〕地域活動栄養士会への支援

項 目	活 動 内 容 等
三鷹地域活動栄養士会	情報提供等
狛江栄養士会	情報提供等

## ③ 管理栄養士実習生指導

保健所事業や行政栄養士業務について、班別実習及び課題研究等を実施した。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多人数を一度に集めて行う集中講義や報告会は中止し、所内において少人数に分けて行う班別実習を充実させた。

〔表4-5〕学生実習の受け入れ

養成施設名	実施期間	実人員	延人員	内 容
吉祥寺二葉栄養調理専門職学校 東京家政学院大学	4日間×10班	38人	152人	保健所の役割と公衆栄養業務について

#### (4) 栄養指導

電話及び来所等による住民からの相談について、一人ひとりの症状や生活環境に即した専門的な栄養相談を実施した。

〔表4-6〕 個別栄養指導状況

年度	種別	区分	栄養指導計	栄養指導(一般栄養相談を除く)					(再掲)市町村支援	
				(再掲)病態別			(再掲)訪問指導	(再掲)精神		
				生活習慣病	難病	その他の疾病				
3年度	総数	総数	6	1	-	3	-	-	-	
4年度	総数	総数	8	-	1	4	-	2	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	2	-	-	2	-	2	-
	20歳以上		6	-	1	2	-	-	-	
	武蔵野市	総数	-	-	-	-	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
	三鷹市	総数	2	-	-	2	-	2	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	2	-	-	2	-	2	-
	20歳以上		-	-	-	-	-	-	-	
	府中市	総数	5	-	1	1	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上		5	-	1	1	-	-	-	
	調布市	総数	1	-	-	1	-	-	-	
		内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
			乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
			20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上	1		-	-	1	-	-	-		
小金井市	総数	-	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		
狛江市	総数	-	-	-	-	-	-	-		
	内訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-	
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-	
20歳以上		-	-	-	-	-	-	-		

## (5) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は、737 施設（令和 5 年 3 月末日現在）である。このうち健康増進法第 21 条に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは、31 施設である。〔表 4-7〕〔表 4-8〕

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持増進を図ることを目的に、給食施設の特性に応じた給食管理、栄養管理が行われるように指導した。〔表 4-9〕

### ① 巡回・来所等個別指導

給食施設における栄養管理の方法、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた個別指導を実施した。

なお、巡回指導は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、規模を縮小して実施し、電話による指導を強化した。

### ② 栄養管理講習会

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図るため、施設の管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等給食従事者に対する講習会を開催した。〔表 4-10〕

なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、WEB開催等開催方法を工夫して実施した。

### ③ 給食研究会の育成・支援

給食の管理運営と技術の向上及び会員相互の研鑽を図ることを目的に、多摩府中給食施設協議会が組織されている。この協議会には、府中小金井、三鷹武蔵野、狛江調布の 3 支部があり、全体で 47 施設が活動している。

保健所は、協議会の自主的活動の促進が図られるよう、指導・助言を行った。

〔表 4-7〕 給食施設数

	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
3 年度	722	111	43	14	1	56	281	25	2	8	61	1	1	118
4 年度	737	115	42	14	2	57	288	25	2	10	59	1	1	121
武蔵野市	103	16	7	2	-	11	36	2	-	-	9	1	-	19
三鷹市	142	27	7	4	1	8	52	3	-	3	9	-	-	28
府中市	165	7	14	4	-	14	60	9	1	1	24	-	1	30
調布市	178	31	8	3	-	14	77	4	-	3	12	-	-	26
小金井市	98	27	5	1	-	5	43	5	-	3	2	-	-	7
狛江市	51	7	1	-	1	5	20	2	1	-	3	-	-	11



〔表4-8〕管理栄養士必置指定施設数

	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舎	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
3年度	33	-	14	-	-	-	-	-	1	-	15	1	-	2
4年度	31	-	14	-	-	-	-	-	1	-	13	1	-	2
武蔵野市	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
三鷹市	5	-	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
府中市	17	-	5	-	-	-	-	-	1	-	9	-	-	2
調布市	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
小金井市	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狛江市	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※管理栄養士必置指定施設とは、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設、またはそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食又は1日1,500食以上の食事を供給する施設。

〔表4-9〕特定給食施設等指導状況

年度	種別		総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
3年度	総数	個別指導延施設数	1388	662	215	511
		(再掲)巡回指導	13	7	6	-
		集団指導 開設回数	11	-	-	-
		延施設数	501	228	26	247
4年度	総数	個別指導延施設数	885	461	125	299
		(再掲)巡回指導	23	9	11	3
		集団指導 開設回数	12	-	-	-
		延施設数	581	238	26	317
	武蔵野市	個別指導延施設数	122	55	16	51
		(再掲)巡回指導	4	2	1	1
		集団指導延施設数	109	35	-	74
	三鷹市	個別指導延施設数	173	112	12	49
		(再掲)巡回指導	-	-	-	-
		集団指導延施設数	90	34	3	53
	府中市	個別指導延施設数	226	101	68	57
		(再掲)巡回指導	10	1	9	-
		集団指導延施設数	122	65	9	48
	調布市	個別指導延施設数	212	106	13	93
		(再掲)巡回指導	7	5	1	1
		集団指導延施設数	159	63	10	86
	小金井市	個別指導延施設数	107	56	14	37
		(再掲)巡回指導	2	1	-	1
		集団指導延施設数	57	21	2	34
	狛江市	個別指導延施設数	45	31	2	12
(再掲)巡回指導		-	-	-	-	
集団指導延施設数		44	20	2	22	

〔表4-10〕栄養管理講習会実施状況

	実施日	対象施設	開催方法	テーマ・講師名	参加施設数	参加人数
第1回	5月19日	給食施設等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (給食施設用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	11	14
第2回	5月23日	病院・高齢者施設等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (病院・介護施設等用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	20	22
第3回	5月31日	保育所・幼稚園等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (保育所・幼稚園等用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	65	68
第4回	6月8日	全給食施設	WEB	講義:食品衛生について 環境衛生について 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 環境衛生監視員	99	122
第5回	7月4日	病院・高齢者施設等	WEB	講義:「糖尿病治療ガイドライン 2021」に基づく高齢者糖尿病における栄養管理 講師:東京都健康長寿医療センター 糖尿病・代謝・内分泌内科 千葉 優子 氏	20	25
第6回	9月13日	保育所・幼稚園等	WEB	講義:食物アレルギーの食事と管理 講師:昭和大学医学部小児科学講座 小児アレルギーエドゥケーター・管理栄養士 長谷川 実穂 氏	68	73
第7回	9月29日 (中止)	全給食施設	ハイブリッド	講義:新人に向けた栄養・給食管理の基本 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	-	-
第8回	11月28日	全給食施設	WEB	講義:食品衛生について 栄養情報について 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 栄養指導員	47	52
第9回	12月8日	全給食施設	WEB	講義:日本食品標準成分表 2020年版(八訂)の改訂のポイントと活用について 講師:学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊 智子 氏	53	58
第10回	1月17日	全給食施設	WEB	講義:給食施設における災害時の食料備蓄と平時の活用方法 講師:一般社団法人日本災害食学会 災害食専門員 管理栄養士 川尻 由美子 氏	120	129
第11回	2月1日	全給食施設	WEB	講義:障害のある方の摂食嚥下及び食べ方の発達支援について 講師:東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科 摂食嚥下リハビリテーション学分野 准教授・歯科医師 中川 量晴 氏	64	78
	合計	全給食施設 6回 給食施設等 1回	保育所・幼稚園等 2回 病院・高齢者施設等 2回		567	641

## (6) 食品関連事業者指導

### ① 栄養表示等普及促進事業

平成 27 年に食品表示法に基づく食品表示基準が公布・施行され、全ての一般用加工食品等に、原則、栄養成分表示が義務付けられた。

食品表示基準に基づく栄養成分表示及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的として、食品関連事業者に対し、相談・指導（52 件）、立入検査（13 施設）、収去検査、食品の適正表示講習会を実施した。

なお、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、第 2 回収去検査は中止した。また、食品の適正表示講習会については、WEB 開催とした。

〔表4-11〕 収去検査

内容		件数
第 1 回	栄養表示食品	6 検体
第 2 回	栄養表示食品 特別用途食品	—

〔表4-12〕 食品の適正表示講習会

実施日	開催方法	内容	参加人数
2 月 1 日～ 2 月 28 日	WEB	・食品表示法(品質事項・衛生事項)に係る表示について ・食品表示法(保健事項)及び健康増進法(誇大表示の禁止)に係る表示について	294

### ② 地域における食生活改善普及事業における野菜メニュー店の普及促進

東京都健康推進プラン 2 1（第二次）が目指す、都民が望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図り、負担感なく生活習慣の改善に取り組める食環境づくりのため、「野菜メニュー店」（1 食当たり 120 g 以上の野菜を使用したメニューがあるお店）の募集を行った。令和 5 年 3 月末日現在の店舗数は、75 店舗である。

各店舗に対し、「野菜メニュー店」のステッカーの掲示を依頼するとともに、野菜に関する情報提供等を行った。さらに、高齢者に不足しがちな栄養素である「たん白質」に着目し、積極的に肉類をとっていただくよう、飲食店関係団体等と連携し、「ちょこっとミートメニュー」（1 食当たり 120 g 以上の野菜を使用し、肉類も入って食べやすさの工夫も行っているメニュー。）の普及にも取り組んでいる（31 店舗）。

また、北多摩南部圏域における食生活の改善普及に向けて、関係機関・団体が連携して住民への普及啓発と食環境の整備の充実について協議することを目的に、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。令和 4 年度からは 2 年計画で「大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進～“ちゃんとごはん”習慣で自分の健康を守ろう！～」をテーマに取り組み、2 回の会議開催で延べ 26 名の出席があった。

さらに、平成 31 年度課題別地域保健医療推進プラン「高齢者の低栄養を予防する環境整備～無理

なく楽しく取り組める食からのフレイル対策～」において作成したリーフレット、啓発動画及びフレイル予防の簡単レシピのホームページへの掲載等により、啓発を行った。

〔表4-13〕 栄養・食生活ネットワーク会議

項 目	開催日	出席人数	内 容 等
北多摩南部圏域 栄養・食生活ネットワーク会議	第1回 9月20日	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都及び北多摩南部圏域健康増進計画と本事業の位置付けについて</li> <li>・講演:「若年層の食生活～東京学芸大生の食生活～」</li> <li>・事例紹介               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学健康管理部門における事例</li> <li>② 大学学生食堂及び社員食堂における事例</li> <li>③ 市健康主管課における事例</li> </ul> </li> <li>・本事業の取組内容案について</li> <li>・意見交換</li> <li>・その他(今後のスケジュール等)</li> </ul>
	第2回 2月7日	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議の振り返りと変更点について</li> <li>・「大学生を含む若い世代向け栄養・食生活に関する啓発動画」及び啓発資材制作の進捗状況について</li> <li>・意見交換</li> <li>・その他(来年度の取組とスケジュール案等)</li> </ul>